

都城市の上水道

上下水道局は、安全でおいしい水を提供しています。今回は、上下水道の歴史や役割について紹介します。

上水道の歩み

本市は、昭和29年に菖蒲原浄水場を建設。市内中心部に計画給水人口4万5千人、計画1日最大給水量9千立方メートルの規模で水道事業を開始しました。



通水式 昭和31年5月

その後、給水人口や給水量の増加により、新たな水道施設の建設や拡張を繰り返してきました。平成に入り給水人口の増加や給水量の伸びも落ちてきたところで、老朽化した施設の計画的な更新に取り組みました。また、平成18年1月の合併後は、29カ所の浄水場を含め、水道施設の整備や維持管理を行いながら、市内のほぼ全域に給水を行っています。

◎問い合わせ 水道課 ☎23-4270

下水道の歩み

本市は、昭和35年に市街地中心部87・7軒で下水道事業の事業認可を受け下水道整備を開始。昭和47年に中央終末処理場が完成し、下水処理がスタートしました。

その後、計画区域の拡大に伴い、新たに、平成8年に都城浄化センター（清流館）を整備。現在、6カ所の污水处理場、2カ所の汚水中継ボ



営業開始当時、中町に展示された給水栓と広告看板

「文明生活の鍵とも称すべき水道がいよいよ開通しました。一日も早くこの文明の鍵を活用くださるよう」と書かれています

おいしい水道水

本市の水道水の水源は、ほぼ地下水。雨が地中に浸透し、長い年月をかけて粘土層などの固い岩盤や、砂利や玉石などの層、シラス層で自然にろ過され、適度なミネラル分を含む地下水となります。

水質検査も定期的に実施し、安全を確認しています。

ンプ場を管理し、汚水の適切な処理を行っています。

清流館は、省スペースかつ高効率で汚水処理を行う「担体投入型活性汚泥法」が用いられ、低コストを可能にした施設です。



清流館

また、雨水処理も下水道事業の目的の一つで、雨水幹線の整備や調整池の設置、雨水ポンプ場の整備なども行っています。

頼りになる下水道

◆生活環境を改善。街を清潔に！

家庭のトイレや台所、風呂場などから出る生活排水や、工場排水を道路に埋設している下水道管に放流。生活排水などが側溝や水路などに流れることがないので、ハエや蚊などの害虫、悪臭や伝染病の発生を抑えることができます。

◆河川などの水質を保全

生活排水や工場排水を下水処理場で浄化。きれいな水にしてから放流するので、水質汚濁を防止し、魚の泳ぐきれいな河川を保ちます。

◆大雨の被害を軽減

近年、ゲリラ豪雨により、浸水被害が発生する可能性が高まっています。雨水を速やかに河川に放流することで、浸水被害の軽減や避難するための時間を確保しています。



都島の雨水ポンプ場

都城市の下水道

上下水道局は、快適な暮らしを提供しています。

◎問い合わせ 下水道課 ☎23-5921

7月は国民健康保険証や各種認定証の更新月です

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、誰もが安心して治療を受けられる保険制度です。適正に保険証や認定証の更新を済ませましょう。

◎問い合わせ 保険年金課 ☎23-21127

新しい保険証を7月下旬に郵送します

新しい保険証が届いたら、住所や氏名、生年月日を確認ください。8月1日以降に病院などを受診するときは、必ず新しい保険証を持参ください。

なお、不要となった保険証は処分するか、保険年金課または各総合支所市民生活課、各地区市民センターの窓口へ返却ください。

【新しい保険証の有効期限】

国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、令和3年7月31日までの1年間です。ただし、次の人は、有効期限が異なりますのでご注意ください。

宮崎県国民健康保険被保険者証

有効期限 令和3年 7月31日

別記 男

証番号 00000000

氏名 藤原 けんた

生年月日 昭和30年04月00日

適用開始年月日 平成30年04月00日

交付年月日 令和2年 8月 1日

住所 藤原町000番000000番地00

被保険者氏名 藤原 けんた

被保険者番号 450020

交付番号 藤原市

各種認定証の更新

【国民健康保険】

- 69歳の人 70歳の誕生日の末日
- ※1日生まれの人は誕生日の前日
- 74歳の人 75歳の誕生日の前日

次の①②の認定証の更新手続きを8月3日(月)から、保険年金課、各総合支所市民生活課、各地区市民センターで行います。なお、70歳未満で慢性腎不全の人を対象とする国民健康保険特定疾病療養受療証は手続き不要で、新しい受療証を7月末日までに郵送します。

- ①国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
 - ②国民健康保険限度額適用認定証
- ①以外の国民健康保険加入者で70歳未満の人、または70歳以上75歳未満で保険証負担割合が3割のうち、住民税課税所得690万円未満の人

●手続に必要なもの

国民健康保険被保険者証、現在所有している認定証、世帯主の印鑑（スタンプ式を除く）、マイナンバー

カードなど個人番号が確認できるもの、運転免許証などの身分証明書
※代理人手続の場合、代理人の身分証明書を持参ください

【後期高齢者医療】

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人で、対象となる人には、新しい認定証を7月末日までに郵送します。

後期高齢者医療保険料の変更

今回、保険料の均等割が変更になり、これまで8・5割軽減および8割軽減であった人は、軽減割合が変更となります。変更月は、保険料の納付方法によって異なります。

- 口座振替または納付書の人 7月から
- 年金差し引きの人 10月から

所得用件別均等割の軽減割合

対象者の所得用件	均等割の軽減割合(年度)		
	R元	R2	R3
軽減判定所得が33万円以下	8.5割	7.75割	7割
うち世帯被保険者が各種なし	8割	7割	7割